

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月25日
【会社名】	株式会社JVCケンウッド
【英訳名】	JVC KENWOOD Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO） 江口 祥一郎
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 最高財務責任者（CFO） 宮本 昌俊
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 最高財務責任者（CFO） 宮本 昌俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2019年6月20日開催の当社第11回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の英文の商号表記を2019年7月1日付でJVCKENWOOD Corporationに変更する。

当社事業の現行に即しつつ、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、事業目的に「自動車用品の販売」の追加等を行う。

取締役の役職として会長職を設置しない場合を想定し、株主総会の招集権者及び議長の規定を見直す。

定款に執行役員に関する規定を新たに追加して明文化するとともに、原則、役付については執行役員に対して付することを規定する。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として辻孝夫、阿部康行、江口祥一郎、今井正樹、宮本昌俊、野村昌雄、園田剛男、岩田眞二郎及び浜崎祐司の9氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として栗林勉氏を選任する。

第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額の総額（月額36百万円以内）はそのままに、社外取締役の報酬額を月額4百万円以内から月額8百万円以内に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果及び賛成の割合(%)	
第1号議案	1,136,316	7,419	33	可決	99.35
第2号議案					
辻 孝夫	1,103,565	40,179	80	可決	96.48
阿部 康行	1,129,211	14,533	80	可決	98.72
江口 祥一郎	1,076,824	66,912	88	可決	94.14
今井 正樹	1,107,692	36,044	88	可決	96.84
宮本 昌俊	1,105,825	37,911	88	可決	96.68
野村 昌雄	1,107,609	36,127	88	可決	96.83
園田 剛男	1,107,186	36,558	80	可決	96.80
岩田 眞二郎	1,132,471	11,273	80	可決	99.01
浜崎 祐司	1,131,639	12,105	80	可決	98.93
第3号議案					
栗林 勉	1,137,103	6,614	96	可決	99.41
第4号議案	1,125,771	11,240	6,837	可決	98.42

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権(1,636,541個)の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権(1,636,541個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数 1,143,768個(第1号議案)、1,143,824個(第2号議案)、1,143,813個(第3号議案)、1,143,848個(第4号議案)、(本総会前日までの事前行使及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

3. 株主総会に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数は、閉会後における当該株主からの議決権行使結果確認用紙の提出による確認に基づくものであり、必ずしも正確な数値とは限りません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

以 上